

## 改正障害者差別解消法（R6.4.1 施行）の概要

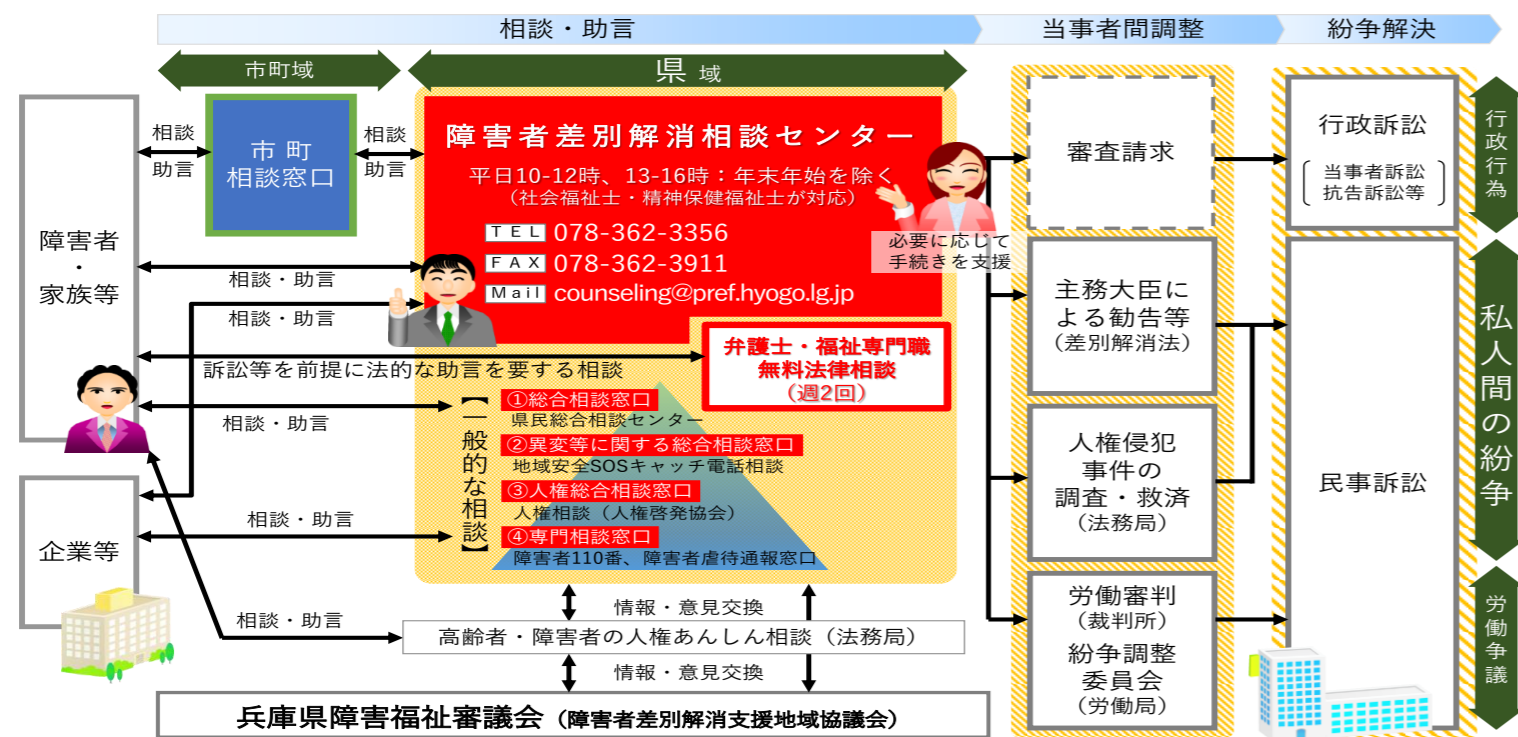
改正法・基本方針	本県の対応状況						
<p><b>国・地方公共団体の連携協力の責務の追加</b></p> <table border="1" data-bbox="204 383 798 611"> <tr> <td data-bbox="204 383 304 421">市町</td> <td data-bbox="304 383 798 421">障害者差別解消の基本的な相談窓口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 421 304 539">県</td> <td data-bbox="304 421 798 539">市町への助言 広域・専門的な事案の支援・連携 必要に応じて一次的な相談窓口</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 539 304 611">国</td> <td data-bbox="304 539 798 611">各府省庁の相談対応 市町や県へ対応困難事案の支援</td> </tr> </table>	市町	障害者差別解消の基本的な相談窓口	県	市町への助言 広域・専門的な事案の支援・連携 必要に応じて一次的な相談窓口	国	各府省庁の相談対応 市町や県へ対応困難事案の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県障害者差別解消相談センターの設置</li> <li>○ 弁護士・福祉専門職による法律相談</li> </ul>
市町	障害者差別解消の基本的な相談窓口						
県	市町への助言 広域・専門的な事案の支援・連携 必要に応じて一次的な相談窓口						
国	各府省庁の相談対応 市町や県へ対応困難事案の支援						
<p><b>事業者の合理的な配慮の提供の義務化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者は合理的配慮の必要性につき一層認識を深めることが求められる。</li> <li>○ 個別事案への対応等を契機とした事業者のマニュアル整備等も重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 合理的配慮アドバイザーの派遣</li> </ul>						
<p><b>基本方針に差別解消支援措置の基本事項を追加</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談及び紛争の防止等のための体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者や事業者等からの相談等に応じる</li> <li>○ 相談対応のプロセスの例示</li> <li>○ 日常的に障害者や事業者と関わる部局等も一次的相談窓口機能を担い得る</li> </ul> </li> <li>2 啓発活動（障害のある女性、性的マイノリティ、子どもに関する留意事項含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者における研修</li> <li>○ 地域住民等に対する啓発活動</li> </ul> </li> <li>3 情報の収集、整理及び提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府で事例をデータベース化</li> </ul> </li> <li>4 障害者差別解消支援地域協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町の設置促進のため、県が実施状況把握や好事例展開等を行うことが望ましい</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県障害者差別解消相談センターの設置 ※ 事業者等からの相談にも対応（R5.4月より）</li> <li>○ 弁護士・福祉専門職による法律相談</li> <li>○ 職員対応要領・職員研修</li> <li>○ 合理的配慮アドバイザーの派遣</li> <li>○ 改正障害者差別解消法を考えるキックオフセミナー（メタバース開催）</li> <li>○ 改正法の概要パンフレット作成</li> <li>○ 県協議会開催（障害福祉審議会）</li> <li>○ 市町協議会へのオブザーバー出席</li> </ul>						
<p><b>国・地方公共団体が差別相談人材を育成・確保する責務を明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修等を通じて、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 差別相談センター相談員研修会</li> <li>○ 合理的配慮アドバイザー研修会</li> </ul>						
<p><b>地方公共団体は、差別や差別解消の取組事例等の収集、整理及び提供に努める</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事例共有等を通じて共通認識形成を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者委員会等の意見共有</li> </ul>						

# 障害者差別解消に向けた取組状況

## 1. 本県差別解消関連施策の組み立て

対象	施策概要	内容
障害者支援	相談窓口の設置 当事者意見の吸い上げ	障害者差別解消相談センター、弁護士・福祉専門職による法律相談 障害者委員会の開催
事業者支援	アドバイザーによる助言 企業研修等の講師引受 相談窓口の設置	合理的配慮アドバイザーの派遣、職員による行政説明、 <u>障害者差別解消相談センター</u>
県民支援	障害の理解促進	セミナー開催（改正障害者差別解消法を考えるキックオフセミナー等）

## 2. 障害者差別事案への対応体制



## 3. 障害者差別解消相談センター受付状況 (R3,R4年度)

	受付件数			相談形態				障害種別			
	相談件数	業務日数	1日平均	来所	電話	ファクス	メール	身体	知的	精神	他
R3年度	119	244	0.49	0	115	2	2	33	11	27	48
R4年度	153	243	0.63	6	136	0	11	46	17	81	45

	相談・助言分野												
	福祉	医療	小売	労働	教育	交通	サービス	行政	家族	住民	他	傾聴のみ	
R3年度	1	3	1	10	3	1	5	1	0	2	5	87	
R4年度	18	7	13	16	13	3	29	31	5	7	11	45	

※障害種別と相談・助言分野は複数の項目にまたがる案件が含まれるため、合計件数と受付件数は一致しない。

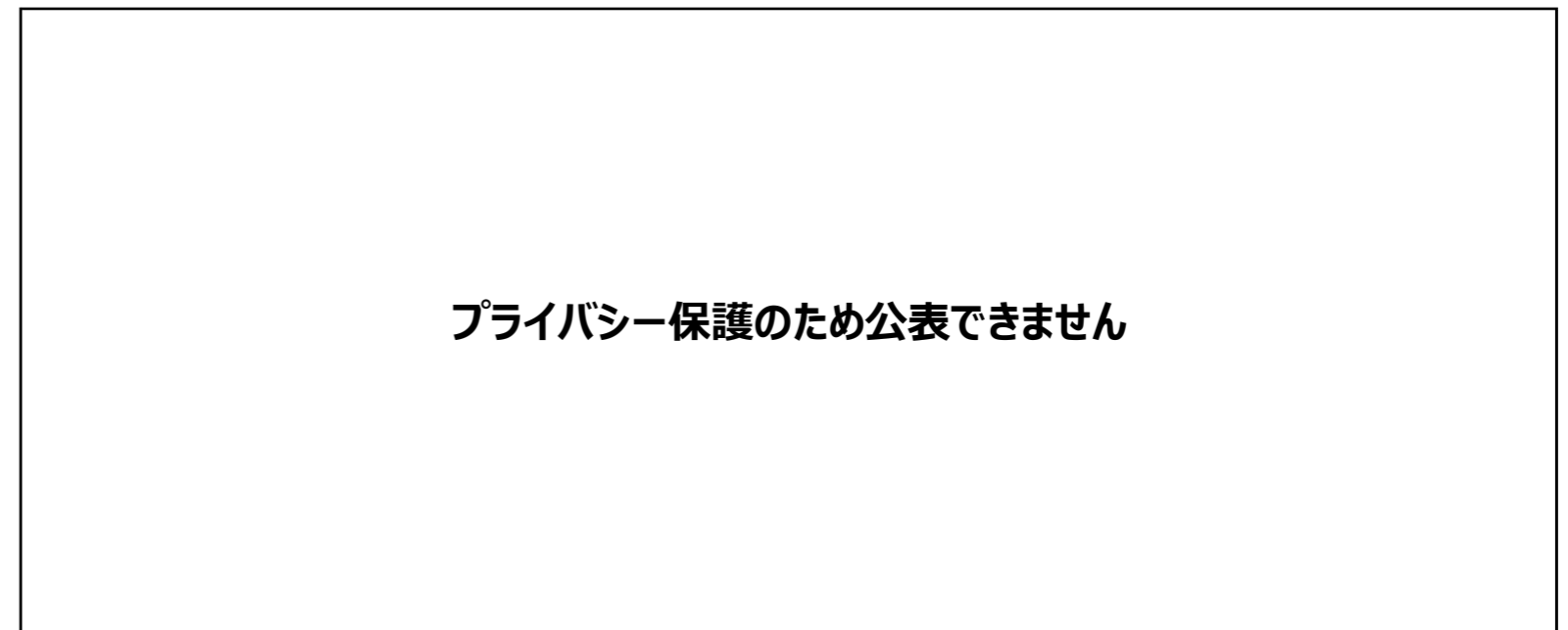
## 4. 弁護士・福祉専門職法律相談受付状況 (R3,R4年度)

	受付件数			相談形態		障害種別			
	相談件数	業務日数	1日平均	電話	ファクス	身体	知的	精神	他
R3年度	221	50	4.4	221	0	47	33	128	7
R4年度	212	48	4.4	212	0	68	16	116	12

	相談分野											
	家庭	財産・金銭	事故・賠償	人権	法令解釈	近隣紛争	消費者被害	退院請求・処遇改善	障害福祉サービス等・行政	労働問題	その他	
R3年度	24	72	28	4	0	8	8	12	16	5	44	
R4年度	13	72	13	3	1	10	5	11	22	4	58	

※精神科病棟内の公衆電話に法律相談の案内掲示をしているため、精神障害者の割合が高い。

## 5. 障害者差別解消相談センターへ寄せられた主な相談の概要【取扱注意】



## 6. 相談事例の全体的な傾向とセンターの対応等ポイント

- ① 事業者に状況確認することで、以降の対応が進んだと思われるケースが出てきている。  
相談内容の大半は一般的な相談を占めている。  
相談を傾聴することで、相談者が落ち着き、助言等することなく相談が終わることも多い。
- ② 差別的な扱いを行ったとする相手先に対し、センターからの指導等を求めるケースや、自らの希望が叶わなければ「合理的配慮の不提供である」として、事業者等の事情を顧みない等、法を根拠に過重な対応を求めるケースがあるが、法の趣旨である当事者間での建設的対話の重要性を伝えている。

## 7. 合理的配慮アドバイザー制度の仕組み (派遣実績 R2,R3年度：0件、R4年度：3件、R5年度：4件 (見込))

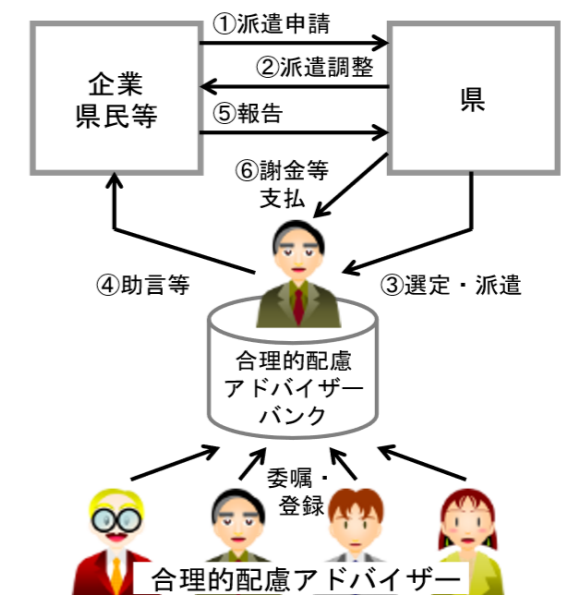
- ① 企業は合理的配慮アドバイザー（障害者雇用・対応等のエキスパート）から、無償で助言の提供等を受け、自社に必要な合理的配慮の提供を構築することができる。
- ② 県は、合理的配慮アドバイザーに対して必要な経費（謝金・旅費）を支給する。

### 【アドバイザーの業務】

- ① 法第8条に規定する責務の遂行に取り組む事業者に対して助言を行うこと（合理的配慮の助言）
- ② 県民及び事業者が行う障害を理由とする差別の解消に関する理解を深めるための学習会等に対して助言を行うこと（研修会の講師）
- ③ 前2号に掲げるもののほか、障害福祉課長が必要と認めるもの

### 【委嘱対象者】

- ① 障害者雇用促進法第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）の担当者等、障害者雇用等についての知識やノウハウを有する者
- ② 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業者の担当者等、障害者の特性等についての知識やノウハウを有する者
- ③ その他障害福祉課長が認める者



## 8. 差別解消施策に係る今後の課題

R6.4月改正障害者差別解消法施行に向けて、国が設置した「つなぐ窓口」と連携を図りつつ、「障害者差別について相談できるところがある」ことを多くの障害者に認知してもらえよう引き続き努める。また、事業者に対しても改正法の内容や相談窓口の周知、合理的配慮アドバイザーの利用促進を図る。

# 合理的配慮の 提供が 必要です！

飲食店で車椅子のまま  
食事できるように  
お願いをしたら  
スペースを用意してくれた。



聴覚障害であるため  
筆談での  
コミュニケーションで  
対応してくれた。



令和6年4月1日から  
障害者差別解消法が  
改正されます。



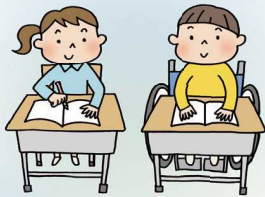
視覚障害があるため  
配布資料の内容が  
わからなかったが、資料を  
読み上げて説明してくれた。



交通機関で、  
駅員や係員が乗車の  
手助けをしてくれた。

兵庫県

# 共生社会を 実現するために



兵庫県がめざす未来のすがた

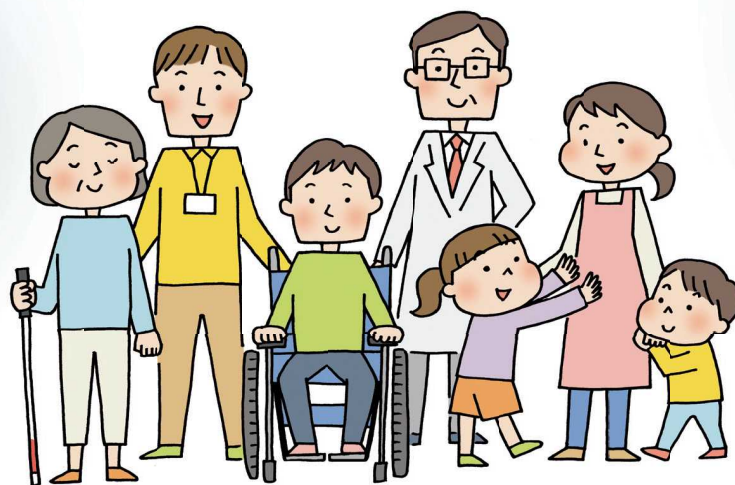


## 一人ひとりが尊重され、

## 互いへの思いやりとつながりが

## ある中で、住みたい地域・場所で、

## ともに暮らしていける社会



誰もが自分らしさを認められ、

まわりの人たちとやさしい気持ちでつながり合い、

住みたいところで、ともに暮らしていける、

兵庫県はそんな未来をめざしています

# 法律の対象と合理的配慮の提供について

合理的配慮の提供とは…

その場面の状況に応じて、  
社会の側にあるバリアを取り除くための調整をすること

## 障害者差別解消法の対象者 /

### 障害者とは



手帳の有無に関わらず、障害や社会の中にある障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。

### 事業者とは



個人か団体か、営利目的か非営利目的かを問いません。個人事業主や無報酬の事業を行う者（ボランティア団体、自治会等）も対象となります。（一般私人は対象外）

### 合理的配慮の提供 における観点

- 1 障害のある人からの意思表示があること（積極的に声をかけることも忘れずに）
- 2 障害者でない者と比較し、同等の機会の提供を受けるためのものであること
- 3 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと
- 4 過重な負担にならない範囲であること

case  
1

発達障害（聴覚過敏）のある  
子どもが通う習い事教室に  
遮音対応を断られた 習い事教室編



### 障害のある人の保護者（発達障害）

うちの子どもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると習い事に集中できなくなってしまうので、教室の窓を防音窓にしてもらえますか？

### 事業者（習い事教室）

防音窓の設置は、すぐに対応するのは難しいな。習い事に集中できるようにするにはどんな工夫ができるかな。

防音窓の設置は難しいので、別の策を一緒に考えましょう。普段はどのような対応をしていますか？

家ではイヤーマフをつけることが多いです。ですが、習い事では音声教材を利用することもあるのでつけさせていません。着用する時は声かけや手伝いが必要です。

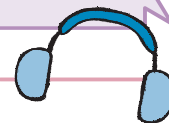


それでは、飛行機が通過する時間に先生がイヤーマフ着用のお手伝いをします。また、音声教材を使用するタイミングも配慮します。

わかりました。子どもにイヤーマフを持っていかせます。また、「先生がお手伝いしてくれるからね。」と言っておきます。

### この対話のポイント

普段本人が行っている対策や、事業者が今ある設備で活用できそうなものなど、情報を共有し、双方がお互いの状況の理解に努め、柔軟に対応策を検討することが必要です。



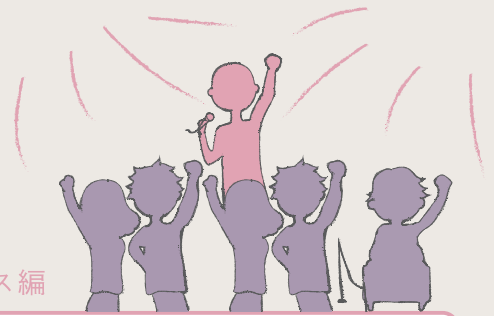
# 「合理的配慮」には 対話が重要です。

実現可能な対応策を障害のある人と事業者が  
一緒になって考えていくことが重要です。

case  
2

車椅子利用者がコンサートで通常席での  
参加を希望したが特別席を勧められた

ライブハウス編



## 障害のある人（車椅子利用者）

コンサートの通常席チケットを一枚お願いします。  
当日は、車椅子で参加する予定です。

## 事業者（ライブハウス）

以前、通常席で参加者と車椅子の方がぶつ  
かって怪我をしてしまったことがあったな。

車椅子での参加ですね。このコンサートの通  
常席は立見席ですので、自由に動き回る参加  
者が大勢います。参加者が車椅子利用者の方  
にぶつかり、怪我をする恐れがあります。特  
別席なら他の参加者とぶつかる心配もありま  
せんがいかがですか。

特別席は値段が高いので難しいです。車椅子  
でも通常席に参加できる方法はないでしょ  
うか。自由に動き回れなくても構いません。



障害者差別解消法に基づけば過去  
例で一律に判断せず、それぞれの  
お客様に合わせた対応を検討する  
必要があるんだっとな。

では、通常席エリアを一部区切って車椅子用  
スペースを設けます。そちらで鑑賞するのはい  
かがでしょうか。自由に移動はできませんが、  
安全です。

車椅子用スペースでの鑑賞で大丈夫です。通  
常席で鑑賞できるように安心しました。

## この対話のポイント

過去に事故があり慎重になりつつも、どうすれば  
うまくいくのか相互に対話することで、懸念や不  
安から、理解が進むことがあります。

## 対話の際に 避けるべき考え方

「前例がありません」「特別  
扱いできません」「もし何か  
あったら…」 「〇〇障害があ  
る人は…」 どれも理由には  
なりません。互いに理解でき  
る対応策を考えましょう。

## — 困ったときや、事前の対策のために — 合理的配慮アドバイザー

障害者支援などに精通した  
専門家が、事業者のお悩み  
についてサポートします。  
兵庫県では、アドバイザー  
の派遣を行なっています。



令和6年4月1日から  
行政機関だけでなく  
事業者も対象となります。

## 合理的配慮の提供は義務です。

合理的配慮の提供は、行政機関のみ義務とされていましたが、  
事業者も義務となっています。

# 不当な差別的取扱いとは

障害を理由とする「不当な差別的取扱い」は禁止されています。

障害があることを理由にサービス等の提供を拒否したり、提供の場所や時間を制限するなど、「障害のない人と異なる扱い」をすることにより、障害のある人を不利に扱うことはしてはいけません。

“

## 正当な理由がある場合

障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに正当な理由がある場合、すなわち当該行為が客観的に見て正当な目的のもとに行われたものであり、その目的に照らして止むを得ないと言える場合は「不当な差別的取扱い」にはなりません。

正当な理由になるか否かは、個別の事案ごとに、障害者・事業者・第三者の権利利益、行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

”

## 障害者差別解消法は、

これらのような

不当な差別的取扱いを

禁止しています。

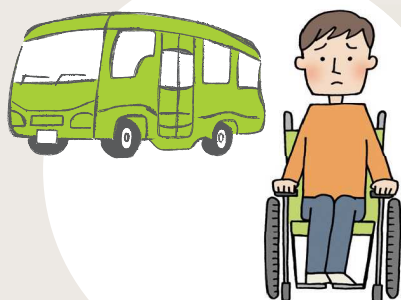
盲導犬を連れて  
飲食店に入ろうとしたら  
入店を断られた。



障害があることを理由に  
店員さんの  
接客の質が下がった。



保護者や介護者が  
居ないことを理由に  
入店を断られた。



他の乗客に  
迷惑がかかるからという理由で  
乗車を断られた。



住宅案内所で  
障害のある人向けの物件はないと  
言って対応してくれなかった。

# ケーススタディ集

より知りたい方はこちらから  
【内閣府】  
相談対応ケーススタディ集

## スポーツジム編

case  
3

ペースメーカー利用者が  
スポーツジムの入会を  
断られた



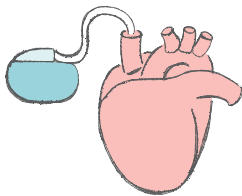
ペースメーカーを利用する内部障害者からの説明  
フィットネスに参加したいと思いジムへの申込を行った。  
ペースメーカー利用者であることを申し出たら、身体へ  
負担がかかり体調不良になることを懸念し入会を断られ  
た。適度な運動は主治医から認められている。

### 事業者（スポーツジム）からの説明

体へ負担がかかり体調不良になることを懸念し、本人  
の安全確保のため入会を断らせていただいた。  
過去にペースメーカー利用者が体調を崩し、退会したこ  
とがあったことから入会を断っていた。

### 事業者へのアドバイス

ペースメーカー利用者に対して一律に判断せ  
ず、個別事情をよく聞いた上で判断することが  
大切です。プライバシー  
に配慮しながら必要な確  
認をすることは不当な差  
別的取り扱いには該当し  
ません。



## ツアーサービス編

case  
4

聴覚障害者が  
旅行会社主催のバスツアーで  
介助者の同伴を求められた



### 聴覚障害者の方からの説明

バスツアーのプランに興味を持ち申込を行ったが、旅行  
会社から「添乗員との伝達手段を確保するため介助者同  
伴で参加をお願いされた。発話を聞き取ることは難しい  
が、筆談やスマホアプリ等で相互伝達が可能だった。

### 事業者（旅行会社）からの説明

聴覚障害者 1 人での参加は、休憩時などの点呼や緊急  
時の呼びかけの際に相互伝達が難しいことから断らせて  
いただいた。マニュアルに体の不自由な方が参加する場  
合は、付き添いの同行を求めることと記載されていた。

### 事業者へのアドバイス



聴覚障害者への理解が不十分な  
ことや、マニュアルが障害者に対  
応していないことが原因と考えら  
れます。マニュアルの整備や障害  
特性に応じた対応時の留意事項等  
を補足する、従業員に対して研修  
等を行うことが必要です。

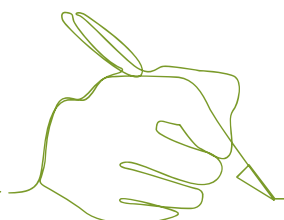
あなたは、障害のある人に適切な対応ができていますか。

- 障害がある人にとって障壁となるルールや設備等がないか確認している。
- 法令の内容と障害の特性について従業員全ての人が理解している。
- 問題が起こった時、お互いに理解できる解決策を探している。
- 組織的な対応ができるようにしている。
- 気軽に相談できる環境がある。



# 生活する環境・社会に 障壁（バリア）があることが 「障害」であるという考え方。

障害の社会モデルとは、  
「障害は個人の問題ではなく、受け  
入れる社会の側に問題があって起き  
ている」と捉えてその障壁（バリア）  
を取り除くのは社会の責務である  
という考え方。



幹太くん。中学校ともお別れだねえ。

幹太には障害があります。でも中学校ではその障害がなくなるのです。それは、先生方も生徒のみなさんも幹太を変えようとするのではなく「どうやったら幹太も参加できるのか」「どんな支えがあれば安心して過ごすことができるのか」。いつも幹太の内面に気持ちを向けて下さっているからです。学校生活の中で次々とやってくる障害も、いろんな方法を考え、その障害を取っ払ってくださいました。これは本当にすごいこと！障害者との共生社会の理想として世界レベルで語られている内容です。そんな周囲の働きかけに、幹太も少しずつ応えられるようになり、自らの意志でいろんなことにチャレンジできるようになっていきました。

いつでもどこでも安心して過ごすことができる中学校が、幹太は大好きでした。私たち家族もそんな幹太の姿を見ることができ、本当に幸せいっぱい3年間でした。幹太は「もうすぐ中学校ともお別れだねえ。なんだかさみしいよお」とよく言っています。

みなさんにももらった、たくさんのステキな思い出とたくさんの勇気を胸に、これからも幹太らしく生きていきます。そして、これから幹太が過ごすそれぞれの場所で、中学校と同じように幹太が幹太らしく居られる場所「安心できる居場所」を築いていけたらと思っています。

みなさんが想ってくれていたのと同じように幹太も中学校で出会ったみんながこれから先も幸せ一杯の毎日が続くように心から願っています。

3年間、本当にありがとうございました。みんなのこと、ずっとずっと大好きです。

幹太の母

お手紙を全部読みたい人はこちらから。  
第2期ひょうご障害者福祉計画本編 P2-3 をご覧ください。

# 改正障害者差別解消法

を考える

キックオフセミナー

を開催しました！



メタバースを使い  
セミナーを開催！

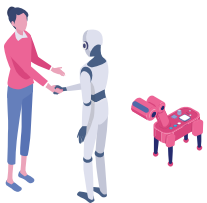
メタバースとは、



写真

セミナーテーマ

## 接客の未来と テクノロジー



アンケート（統計

# Seminar Program 1

---

写真

## 障害の社会モデルを考える

ーテクノロジーで挑戦する障害者の社会参加ー

写真

写真

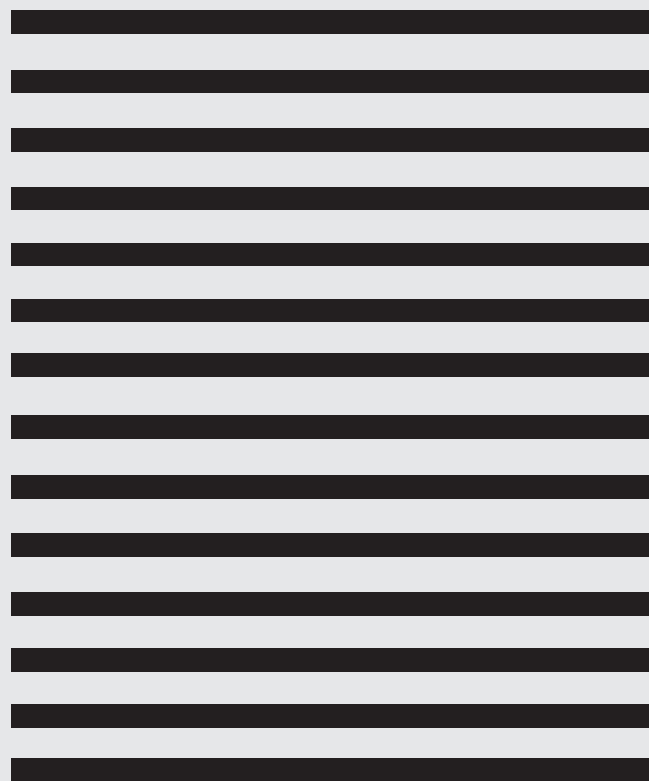
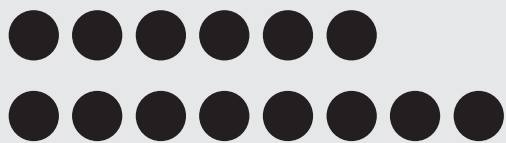
川口有美子氏

十) 掲載予定



# Seminar Program 2

先進取組企業事例



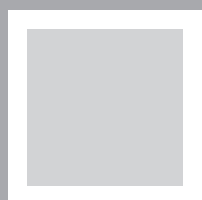
日本電信電話株式会社  
出口直子氏

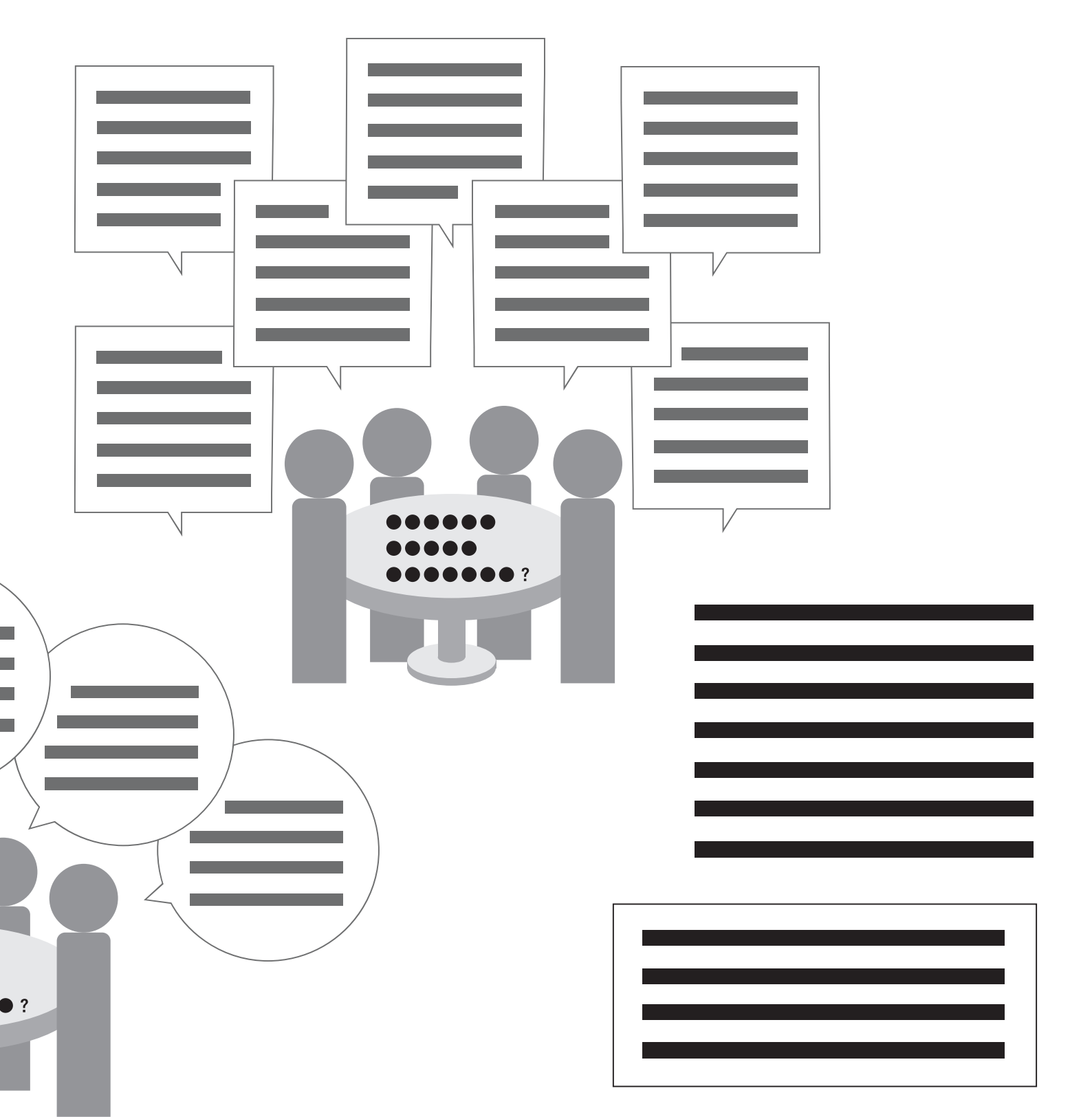
# Seminar Program 3 -Panel discussion-

## 接客の立場から 考える合理的配慮

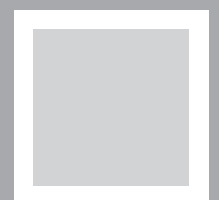


アンケート（統計





十) 掲載予定



## information

### 合理的配慮 アドバイザー派遣

事業者様のお悩みについて  
サポートいたします！

兵庫県では障害者支援や  
障害者雇用に精通した専  
門家を無料で派遣し、事  
業者様のお悩みについて  
サポートします。

お申込・お問合せ先

TEL 078-362-9104

FAX 078-362-3911



詳しくはコチラから

### 兵庫県障害者差別解消 相談センター

障害者差別について  
相談対応業務の経験豊かな  
相談員が相談を受け付けます！

障害者差別に関するお悩  
み等について経験豊かな社  
会福祉士や精神保健福祉  
士等が対応します。

お問合せ先

TEL 078-362-3356

FAX 078-362-3911

平日 10時～16時

(12時～13時及び年末年始を除く)



詳しくは  
コチラから

### 弁護士・福祉専門職 無料法律相談

三者同時通話システムを使い、  
無料でご対応します。

障害のある人、家族、支援  
機関職員、行政機関職員  
等からの障害者差別に関す  
る相談について弁護士と福  
祉専門職がご対応します。

お問合せ先

TEL 078-362-0074

FAX 078-362-0084

火・木曜日 13時～16時

(祝日・年末年始を除く)



詳しくは  
コチラから

発行：2024年2月 / 兵庫県

このパンフレットは  
こちらのQRからも閲覧できます。